

令和6年3月発生分の取扱いについて

※以下はあくまでも例示です。ご不明な点等はお問い合わせください。

1 物品購入(在庫の不足が見込まれる衛生用品購入費/消毒・清掃費用/感染性廃棄物処理費用)

物品購入に係る費用については、感染の発生から3月31日までに納品された費用が対象となります。
3月中に発注された場合であっても、納品が4月以降である場合本補助の対象とはなりません。

	発生前	感染の発生(R6.3.31まで)	R6.4.1以降	補助対象可否
①	発注	納品		補助対象外
②		発注 ⇒ 納品		補助対象
③		発注(3月分)	納品	補助対象外
④		発注(4月以降分)	納品	補助対象外
⑤			発注	補助対象外

2 委託料(消毒・清掃費用/感染性廃棄物処理費用)

委託料については、感染の発生から3月31日までの間に委託契約及び作業完了した経費のみ補助対象となります。3月中に委託契約を締結した場合であっても、作業日が4月以降である場合は、本補助の対象とはなりません。

なお、作業が3月から4月にまたがって行われた場合は、3月分の経費のみ補助対象となります。

	発生前	発生⇒収束(R6.3.31まで)	R6.4.1以降	補助対象可否
①	委託契約	作業完了		補助対象外
②		委託契約 ⇒ 作業完了		補助対象
③		委託契約	作業完了	補助対象(3月分のみ)
④			委託契約	補助対象外

3 割増賃金・手当(超過勤務手当/危険手当/残業代/休日出勤手当)

割増賃金・手当については、感染の発生から3月31日までに生じた勤務に対する手当が対象となり、支給日が4月であっても対象となります。

なお、3月31日の深夜(日付を跨ぎ4月1日となったもの)については、3月31日の経費として計上いただいて構いません。

	発生前	発生⇒収束(R6.3.31まで)	R6.4.1以降	補助対象可否
①	勤務	手当の支給		補助対象外
②		勤務 ⇒ 手当の支給		補助対象
③		勤務	手当の支給	補助対象
④			勤務	補助対象外

4 人材派遣費用(緊急雇用/職業紹介手数料)

人材派遣費用については、感染の発生から3月31日までの勤務等に対する費用(紹介料等)が対象となります。雇用契約の都合上、3～4月で一体として契約した場合であっても、4月以降の勤務等に対する費用は本補助の対象となりません。

	発生前	発生⇒収束(R6.3.31まで)	R6.4.1以降	補助対象可否
①	契約	勤務開始		補助対象外
②		契約 ⇒ 勤務開始 ⇒ 勤務終了		補助対象
③		契約 ⇒ 勤務開始	勤務終了	補助対象(3月分のみ)
④		契約	勤務開始	補助対象外
⑤			契約 ⇒ 勤務開始	補助対象外